

医療保険

自己負担は、利用者様が提示する被保険者証や各種受給者証で確認される負担率1割～3割をご負担頂きます。受給者証の種類によっては、公費負担が適用になり、自己負担が軽減される場合があります。なお、保険が適用されない場合の費用は全額利用者様負担となります。

保険者ごとの負担率

保険種別	自己負担の割合
後期高齢者医療保険	75歳以上（一定障害者65～74歳） 1割 2割 3割（保険証に表示）
国民健康保険	70～74歳 2割 3割（保険証に表示）
	70歳未満 3割 義務教育就学前 2割
健康保険	70～74歳 2割 3割（保険証に表示）
	70歳未満 3割 義務教育就学前 2割

医療保険 保険外料金に関して

日曜日・年末年始（12/31～1/3）は休日料金を頂きます。また保険外の利用がある場合は保険外料金を請求させていただきます。

〔利用者負担金〕

一の位を四捨五入しています

基本療養費+管理療養費		利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1日目	5,550+12,830	18,380円	1,840円	3,680円	5,510円
2日目以降	5,550+3,000	8,550円	860円	1,710円	2,570円

〔利用者負担金〕

※基本療養費は1回訪問の所要時間が30分～1時間30分となります。

※【 】内は准看護師が行った場合の料金です。

基本療養費		利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ					
(看護師等:週3日目まで)		5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
(看護師等:週4日目以降)		6,550円 【6,050円】	660円 【610円】	1,310円 【1,210円】	1,970円 【1,820円】
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師		12,850円	1,290円	2,570円	3,860円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)					
(同一日に2人訪問した場合)	看護師等:週3日目まで	5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
	看護師等:週4日目以降	6,550円 【6,050円】	660円 【610円】	1,310円 【1,210円】	1,970円 【1,820円】
(同一日に3人以上訪問した場合)	看護師等:週3日目まで	2,780円 【2,530円】	280円 【250円】	560円 【510円】	830円 【760円】
	看護師等:週4日目以降	3,280円 【3,030円】	330円 【300円】	660円 【610円】	980円 【910円】
基本療養費Ⅲ 利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定		8,500円	850円	1,700円	2,550円

※1.看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

※2.基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

管理療養費		利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護 管理療養費1	月の初日の 場合	12,830円	1,280円	2,570円	3,850円
機能強化型訪問看護 管理療養費2		9,800円	980円	1,960円	2,940円
機能強化型訪問看護 管理療養費3		8,470円	850円	1,690円	2,540円
訪問看護管理療養費		7,440円	740円	1,490円	2,230円
機能強化型訪問看護 管理療養費1	月の2日目 以降	3,000円	300円	600円	900円
機能強化型訪問看護 管理療養費2					
機能強化型訪問看護 管理療養費3					
訪問看護管理療養費					

(医療) 加算・減算項目

		利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
緊急訪問看護加算 ^{※1}	1日につき1回限り	2,650円	270円	530円	800円
難病等複数回訪問加算 ^{※2}	〔同一建物内 料金表〕をご参照ください				
長時間訪問看護加算 ^{※3}	週1回・週3回	5,200円	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算 ^{※4}	1日につき1回限り	1,500円	150円	300円	450円
複数名訪問看護加算 ^{※5}	〔同一建物内 料金表〕をご参照ください				
夜間・早朝訪問看護加算 ^{※6}	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 ^{※7}	22時～翌6時	4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算 ^{※8}	月1回	6,400円	640円	1,280円	1,920円
退院時共同指導加算 ^{※9}	適応月/月1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ^{※10}	上乗せ加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ^{※11}	月1回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算・長時間 ^{※11}	月1回	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算 ^{※12}	月1回	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算 ^{※13}	適応月/月2回限り	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算Ⅰ ^{※14}	月1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ ^{※14}	月1回	2,500円	250円	500円	750円
看護・介護職員連携強化加算 ^{※15}	月1回	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費1 ^{※16}	月1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2 ^{※17}	月1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3 ^{※18}	月1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1 ^{※19}	適応時	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2 ^{※20}	適応時	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護遠隔診断死亡補助加算 ^{※21}	適応時	1,500円	150円	300円	450円

〔同一建物内 料金表〕

加算名	種別	同一建物内		
		1人又は2人	3人	
難病等複数回訪問加算	1日に2回	4,500円	4,000円	
	1日に3回以上	8,000円	7,200円	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円	4,000円	
	准看護師	3,800円	3,400円	
	その他職員(下記以外)	3,000円	2,700円	
	その他職員 (別表7・8、特指示)	1日に1回	3,000円	2,700円
		1日に2回	6,000円	5,400円
1日に3回以上		10,000円	9,000円	

※看護師等とは、保健師、助産師又は看護師、療法士等を指します。

- ※1 利用者や家族等の緊急の求めに応じて、診療所・在宅療養支援病院の指示により訪問した場合
- ※2 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合
- ※3 訪問看護の時間が90分を超えた場合に算定。
特別管理加算(別表8)算定の利用者：週1回
15歳未満の超重症児、準超重症児及び別表8に掲げる疾病等の者（15歳未満の小児）：週3回
- ※4 6歳未満の利用者に対して訪問看護を実施した場合に算定。
例) 6月15日が6歳の誕生日の時は、15日からは算定できません。
- ※5 1人の看護師等^{*}による訪問看護が困難な場合。対象となるのは、下記の方で、利用者またはその家族の同意を得て算定します。
- ・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（別表第七、別表第八）
 - ・特別訪問看護指示書が交付された利用者
 - ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者
- 下記は看護補助者のみ
- ・利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる利用者
 - ・その他利用者の状況等から判断して上記のいずれかに準ずると認められる利用者
- ※看護師等：保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- ※6 利用者や家族等の求めに応じて、夜間や早朝に訪問した場合
- ※7 利用者や家族等の求めに応じて、深夜に訪問した場合
- ※8 利用者や家族からの相談に24時間対応できる体制にある場合。利用者の同意を得て算定します。
- ※9 退院(退所)後の在宅療養についての話し合いを入院(入所)先の方々と共同で行い、その内容を文書で提供した場合に算定。厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、複数日に実施した場合は2回算定できます。
- ※10 退院時共同指導加算の上乗せ評価、特別管理加算の対象者
- ※11 ①退院日に療養上の退院支援指導が必要な厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、退院日の訪問看護が必要であると認められた利用者が対象。
利用者の退院時に訪問看護指示書の交付を受けている場合に算定。
②別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときに算定。
- ※12 在宅で療養し、通院困難な者について、利用者または家族等の同意を得て、月に2回以上、医療関係職種間で文書など（電子メール、FAX可）により共有された情報を基に、利用者またはその家族等に対して指導を行った場合に算定。
- ※13 利用者の病状の急変や診療方針の変更等に伴い、在宅療養を担う医師の求めにより、医療関係職種等が患家に赴き一堂に会しカンファレンスを行うことにより療養上必要な指導を行った場合に算定。

※14 ◇以下に該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合

I を算定する場合

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

II を算定する場合

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ②人工肛門、人口膀胱を設置している状態
- ③真皮を越える褥瘡の状態
- ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

※15 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行ったときに算定

※16 市区町村等に情報提供した場合

※17 学校等に情報提供した場合

※18 保険医療機関等に情報提供した場合

※19 ターミナルケアを受け在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者

※20 特別養護老人ホーム等で亡くなり、介護保険における看取り介護加算等を算定している利用者

※21 医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合の評価として訪問看護ターミナルケア療養費の加算として算定

保険外料金表

保険外の基本料金 (訪問1回につき)		30分まで	1,850円
		30分超えて60分まで	3,700円
		60分超えて90分まで	5,550円
		90分超えて120分まで	7,400円
		120分超えて150分まで	9,250円
		150分超えて180分まで	11,100円
休日料金		日曜日 及び 12月31日～1月3日	2,500円
時間外料金	月曜日 から 土曜日までの 営業時間外	8:00～8:29,17:31～17:59	1,500円
時間外夜間料金		18:00～7:59	3,000円
時間外休日料金	休 日 の 営業時間外	8:00～8:29,17:31～17:59	2,500円
時間外休日 夜間料金		18:00～7:59	4,000円
交通費		片道10km未満	100円
		片道10km以上20km未満	250円
		片道20km以上は10km毎に	100円
エンゼルケア		処置	6,000円
		エンゼルセット	3,300円
キャンセル料		利用者都合や当日の不在時	2,000円
支払証明書		領収書の再発行	100円